【 募集要項 】

【申込受付期間】

令和8年11月9日（月）から （先着順）

【申込受付場所】

委任する売買代理業者

（売買代理登録業者一覧の中から選定した宅地建物取引業者）

【提出書類】

分譲申込書

（区画決定後に別途必要な書類を提出していただきます）

【申込資格】

①自らの居宅、または店舗等併用（2分の1以上が居住用）住宅を建築するために宅地を必要とする者

②土地の引き渡し後3年以内に住宅建築の完成ができる者

③申込者又は現に同居し、若しくは同居しようする親族が暴力団関係者でない者

【留意事項】

①一世帯につき一区画までの申し込みです。

②二区画にまたがる住宅の建築はできません。

③申込書は売買代理登録業者一覧の中から委任業者を選定し、選定した委任業者へ分譲申込書を提出してください（分譲申込書の委任欄への記入、押印が必要です）。

④申込者は「契約者」かつ「登記名義人」となります。2名以上の共有を希望される場合はお申し出ください。

⑤電話での申し込みはできません。

【契約の締結】

区画決定日から30日以内に土地売買契約を締結していただきます。

【代金の支払い】

土地売買契約締結時に販売価格の10%を契約保証金として納入していただき、残金は土地売買契約締結の日から60日以内に納めていただきます。

【その他】

①委任する売買代理業者からの当市への分譲申込書の FAX 受信日時を申し込みとします。

②宅地建物取引業法に基づく重要事項の説明は、委任された宅地建物取引業者の宅地建物取引士が行います。

③販売価格には、所有者移転登記手数料が含まれています。印紙税、登録免許税、不動産取得税は別途必要になります。